



# 山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外 (14)

## 目 次

### 教育委員会関係

#### 規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則.....	1
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	4
教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則.....	6
山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....	同
特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	同
山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則.....	7
職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....	8

#### 訓 令

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....	9
山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令.....	同
山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令.....	10
山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....	12
山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令.....	14

## 教育委員会関係

### 規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第5号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「高等学校、幼稚園」を「幼稚園、高等学校」に改め、同条に次の2号を加える。

(28) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による点検及び評価に関すること。

(29) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること。

第4条第1項第1号中「課長」を「世界遺産推進監、課長」に改め、同項第13号中「、設立許可の取消及び解散の許可」を「及び設立許可の取消」に改め、同項第15号中「高等学校、幼稚園」を「幼稚園、高等学校」に改め、同項に次の1号を加える。

(19) 教育公務員特例法に基づく指導が不適切な教員の認定及び研修に関すること

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

## 山形県教育委員会規則第6号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則(昭和40年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「条例第4条第1項ただし書に規定する特別の勤務に従事する学校職員(以下「特別の勤務に従事する学校職員」という。)」を「特別の勤務に従事する学校職員」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(特別の勤務に従事する学校職員を除く。)の勤務時間は、1日につき8時間以下となるように割り振るものとする。

第3条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた学校職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)(条例第4条第1項ただし書に規定する特別の勤務に従事する学校職員(以下「特別の勤務に従事する学校職員」という。))を除く。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、1日につき8時間以下となるように割り振るものとする。

第4条の3に次の2項を加える。

2 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により読み替えられた条例第6条の2第1項の県教育委員会が定める場合は、前項に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する学校職員のうち育児短時間勤務職員等以外の学校職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

3 育児休業条例第19条の規定により読み替えられた条例第6条の2第2項の県教育委員会が定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第7条第1項中「の県教育委員会」を「(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の県教育委員会」に、「再任用短時間勤務職員の」を「学校職員の」に、「掲げる日数」を「掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)」に改め、同項ただし書中「当該再任用短時間勤務職員」を「当該学校職員」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日(条例第4条第1項及び第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)160時間に条例第3条第1項又は第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。第10条第2項第2号二及び同項第4号において同じ。)を1日として日に換算して得た日数

第7条第2項第1号中「にあつては」を「及び任期付短時間勤務職員にあつては」に改め、同項第2号中「以下同じ。」を「以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「再任用職員又は

任期付短時間勤務職員」に、「週ごと」を「1週間ごと」に改め、同条第5項第2号中「を除く」を「及び任期付短時間勤務職員を除く」に改め、同条第6項第1号を次のように改める。

(1) 次号及び第3号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

イ 当該年の初日に学校職員となった場合 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数

ロ 当該年の初日後に学校職員となった場合 イの日数から学校職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第7条第6項第2号中「前号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数  
第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における学校職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第9条第1項第1号又は第2号に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている学校職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

第10条中「再任用短時間勤務職員」を「学校職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる学校職員以外の学校職員 8時間
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
- イ 育児休業法第10条第1項第1号 4時間
- ロ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間
- ハ 育児休業法第10条第1項第3号 8時間
- ニ 育児休業法第10条第1項第4号 1日当たりの平均勤務時間の時間数
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる学校職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。）1日当たりの平均勤務時間の時間数

第11条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第7号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項の表を次のように改める。

課 名	係 名
総務課	庶務係、行政管理担当、予算係、学校施設担当、行政給与担当、小中管理担当、高校管理担当
教育やまがた振興課	庶務係、経理担当、私学担当、生涯学習担当、社会教育担当
文化遺産課	世界遺産推進担当、文化財保護担当
義務教育課	義務教育担当、企画担当、指導担当
高校教育課	普通教育担当、職業教育担当
福利課	庶務係、健康管理担当、貸付担当、施設担当、給付担当、年金担当
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技スポーツ担当、スポーツ普及担当

第4条第2項の表中

総務課	教職員室
教育やまがた振興課	世界遺産推進室、文化財保護室

を

総務課

教育企画室、教職員室

に改める。

義務教育課

特別支援教育室

第5条第1項中第10号を削り、第11条から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 教育施策の総合企画及び調整に関する事

第5条第1項中第34号を第37号とし、第31号から第33号までを3号ずつ繰り下げ、第30号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(33) 指導が不適切な教員の認定及び研修に関する事

第5条第1項中第22号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 地方交付税調査に関する事

第5条第1項中第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号を削り、第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

(15) 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事

(16) 食育の総括及び調整に関する事

第5条第2項中「前項第5号」を「前項第14号から第21号までに掲げる事務は教育企画室で、同項第5号」に、「前項第26号から第33号まで」を「前項第28号から第36号まで」に改める。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号から第13号までを削り、第14号から第16号までを4号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第13号とし、第19号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 県スポーツ及び芸術奨学金及び県高等学校奨学金に関する事

第6条第2項を削る。

第6条の次に次の1条を加える

(文化遺産課の分掌事務)

第6条の2 文化遺産課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 世界遺産の登録に向けた施策の推進に関する事

(2) 文化財に関する事

(3) 銃砲刀剣類の登録に関する事

(4) 県立うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関する事

第7条に次の1項を加える。

2 義務教育課の事務分掌のうち、前項第5号及び第8号に掲げる事務は特別支援教育室で所掌する。

第17条中「及び教育次長」を「、教育次長及び世界遺産推進監」に改める。

第18条中「体育主事」を「体育主事、副主任」に改める。

第19条の表中

教育次長

教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

を

教育次長

教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

に、

世界遺産推進監

教育長の命を受けて世界遺産に関する事務を掌理する。

「 体 育 主 事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。」	を
--------------	-------------------------------	---

「 体 育 主 事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。」	に改める。
副 主 任	上司の命を受けて担当事務に従事する。」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第8号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則(昭和41年4月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「

企画調査課
-------

」 を 「

企画課
-----

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第9号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「実習助手」を「実習教諭」に改め、同条第2項中「養護助教諭」を「養護助教諭、実習講師」に改める。

第21条の表中 「

主 事	上司の命を受けて事務に従事する。
-----	------------------

」 を

「 主 事	上司の命を受けて事務に従事する。」	に改める。
実 習 教 諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。」	
実 習 講 師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別支援学校の管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第10号

特別支援学校の管理運営規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「実習助手」を「実習教諭、実習講師」に改める。

第4条の表中

主	事	上司の命を受けて事務に従事する。	を
---	---	------------------	---

主	事	上司の命を受けて事務に従事する。	に改める。
実習教諭		実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。	
実習講師		実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第11号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則(昭和60年3月県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(別記様式第1号)を調製し、保管しなければ」を「を整備しなければ」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「速やかに当該財産を管理者に教育財産引継書(別記様式第2号)により」を「次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに当該財産を管理すべき管理者に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 売買契約書又は寄附申込書及び寄附受領書の写し
- (2) 登記又は登録を要する財産については、その登記事項証明書又は登録済証の写し
- (3) 字限図、実測図、配置図、平面図等の関係図面
- (4) その他必要な書類

第9条第2項中「承認を受け、教育財産所属換え引継書(別記様式第4号)により所属換えを受けようとする管理者に引き継がなければ」を「承認を受けなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条の規定は、所属換えをしようとする管理者が、所属換えを受けようとする管理者に対し、当該財産を引き継ぐ場合について準用する。

第12条の見出し中「及び教育財産台帳等の修正」を削り、同条第1項中「について異動があつたときは、その都度教育財産台帳(以下この条において「台帳」という。)及び付属図書を修正するとともに、教育長が別に定める異動の場合には」を「に異動(取得、処分、用途変更、所管換え、所属換え及びその他の増減をいう。)があつたときは」に、「教育財産異動報告書(別記様式第7号)を教育長に提出しなければ」を「教育長に報告しなければ」に改め、同条第2項を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条中「一に」を「いずれかに」に、「教育財産」を「教育財産(借受けに係るものを除く。)」に改め、同条第4号中「電線を架設し、又は電柱、水道管、ガス管」を「水道事業、電気事業」に、「の設備を設置する場合、特に必要」を「使用することが、やむを得ない」に改める。

第16条第2項中「前条第4号に規定する場合の使用を許可する期間は、5年以内とし、同条第5号に規定する場合の使用を許可する期間は、3年以内とする」を「次の各号に掲げる場合の許可期間は、当該各号に定める期間の範囲内とすることができる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電柱及び電話柱の設置 5年

- (2) 水道管、ガス管、下水道管その他の地下埋設物の設置 5年  
 (3) 郵便差出箱その他の公共性の高い工作物で長期にわたって使用されると認められるものの設置 5年  
 (4) 売店、自動販売機その他の福利厚生に関する施設又は設備の設置 3年

第16条第4項中「第17条」を「次条」に改める。

第18条第2項中「(別記様式第11号)」を削る。

第20条第1項中「使用教育財産使用目的(原状)変更許可申請書」を「教育財産使用目的(原状)変更許可申請書」に改める。

第24条の見出しを「(使用許可の報告等)」に改め、同条第1項中「の使用の許可の状況を明らかにするため教育財産使用許可整理簿(別記様式第14号)を作成するとともにその記載事項に変更が生じたときは、その都度整備しておかなければ」を「について使用の許可があつたときは、速やかに教育長に報告するとともに、教育財産使用許可台帳を整備しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を確認し、その内容が適当であると認めるときは、教育財産使用許可台帳を整備しなければならない。

第26条を次のように改める。

(借受財産台帳等)

第26条 借受財産を借り受け、又は管理している管理者は、借受財産台帳を整備しなければならない。

2 管理者は、財産を借り受けたときは、次に掲げる書類のうち必要なものとともに、速やかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 貸借契約書の写し  
 (2) 字限図、実測図、配置図、平面図その他関係図面  
 (3) その他必要な書類

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第6号中「山形県教育委員会 教育長 氏 名殿」を「山形県教育委員会 教育長 殿」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

様式第7号及び様式第8号 削除

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

別記様式第13号中「管理者 職 氏 名殿」を「管理者 職 名殿」に、「使用教育財産使用目的(原状)変更許可申請書」を「教育財産使用目的(原状)変更許可申請書」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

別記様式第16号及び別記様式第17号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 平成19年度末における教育財産現況調書の作成等については、改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の出在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
 委員長 石坂 公成

山形県教育委員会規則第12号

職員の出在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の出在制度に関する規則(平成18年4月県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「普及」を「競技力向上及び普及」に改める。



第3条中「天童市山王1番1号」を「山形市松山二丁目11番30号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 山形県教育委員会訓令第4号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)第2条第8号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第9条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を管理者に呈示して、その確認を受けなければならない。
- 5 前項の審査は、書式、形式及び字句が適正であるかどうかについて行うものとし、同項の確認は、公印を押なつする文書が同項の審査を受けたものであるかどうかについて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 山形県教育委員会訓令第5号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程(昭和42年4月県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第9条中「審査し、」を「審査し、山形県教育委員会公印規程(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)第7条第4項に規定する審査を行い、並びに」に改める。

第20条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第31条中「文書記号」を「文書記号(電子決裁システムを使用した文書にあつては、電子決裁システムにより付される記号)」に改める。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号を付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

第35条中「(昭和38年8月県教育委員会訓令第1号)」を削る。

第39条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して、事務内容の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

第41条第1項中「必要」を「主務課長は、必要」に改め、「総務課長の承認を得て」を削り、

「(18)指導要録

(19)原簿台帳等の簿冊で重要なもの

(20)各種貸付金に関するもので重要なもの

(21)その他重要なもので30年の保存を必要とするもの」

「(18)原簿台帳等の簿冊で重要なもの

(19)各種貸付金に関するもので重要なもの

に改め、同条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前

(20)その他重要なもので30年の保存を必要とするもの」

項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 主務課長は、前項ただし書の規定により文書の保存年限を変更したときは、速やかにその旨を総務課長に届け出なければならない。

3 総務課長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し文書の保存年限について指示し、又は当該保存年限を変更することができる。

第2章中第49条の2の次に次の一条を加える。

(文書の移管)

第49条の3 主務課長は、分掌する事務を分掌しないこととなつたとき(当該事務が廃止されたときを除く。)は、速やかに当該事務を新たに分掌する者に当該事務に係る文書を移管しなければならない。

第52条中「、第41条第1項中「総務課長」とあるのは、事務所の文書管理について準用する場合にあつては「所長」と、機関の文書管理について準用する場合にあつては「機関の長」と」を削る。

別表第2号(1)本庁の項の表中

教育やまがた振興課	教振	を
-----------	----	---

教育やまがた振興課	教振
文化遺産課	文遺

に改め、同表(4)高等学校等の項の表中

山形県立新庄養護学校	新養
	村特

山形県立新庄養護学校	新養	を	山形県立村山特別支援学校	村特	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第6号

庁 中  
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程(昭和43年7月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項中「(昭和26年10月県条例第44号)」を「(昭和26年10月県条例第44号)(山形県職員等の育児休業等

に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)及び第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に改め、同条第1号中「職員」を「職員(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)を除く。)」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号口中「常勤」を「他」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員等

イ 勤務時間の割振り 承認を受けた育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該短時間勤務)の内容に従い、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が別に定める。

ロ 休憩時間及び休息时间 イの規定により定める1日の勤務時間に応じて、他の職員との均衡を考慮して所属長が別に定める。

第11条第1項中「規定」を「規定(育児休業条例第18条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)及び第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

第27条中「職員研修所」を「職員研修センター」に改める。

別記様式第4号中

内	勤	日	結	核	休	暇	日	欠	勤	回	日	時		
出張	日額出張	日	特別 休暇	公	傷	病	日	遅刻・早退		日	時			
	普通出張	日		私	傷	病	日	職専免		日	時			
研	修	日		そ	の	他	日	時	派	遣	日			
年	次	休	暇	日	時	停	職	日	専	従	休	職		
忌	引	休	暇	日	傷	病	休	職	日	部	分	休	業	
産	前	産	後	日	そ	の	他	休	職	日	介	護	休	暇
生	理	休	暇	日	育	児	休	業	日					
内	勤	日	結	核	休	暇	日	欠	勤	回	日	時		
出張	日額出張	日	特別 休暇	公	傷	病	日	遅刻・早退		日	時			
	普通出張	日		私	傷	病	日	職専免		日	時			
研	修	日		そ	の	他	日	時	派	遣	日			
年	次	休	暇	日	時	停	職	日	専	従	休	職		
忌	引	休	暇	日	傷	病	休	職	日	部	分	休	業	
産	前	産	後	日	そ	の	他	休	職	日	介	護	休	暇
生	理	休	暇	日	育	児	休	業	日					
内	勤	日	結	核	休	暇	日	欠	勤	回	日	時		
出張	日額出張	日	特別 休暇	公	傷	病	日	遅刻・早退		日	時			
	普通出張	日		私	傷	病	日	職専免		日	時			
研	修	日		そ	の	他	日	時	派	遣	日			
年	次	休	暇	日	時	停	職	日	専	従	休	職		
忌	引	休	暇	日	傷	病	休	職	日	部	分	休	業	
産	前	産	後	日	そ	の	他	休	職	日	介	護	休	暇
生	理	休	暇	日	育	児	休	業	日					

を

内勤	日	特別	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	休暇	私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張		その他	日時	職専免	日時
研修	日	停職		日	派遣	日
年次休暇	日時	傷病休職		日	専従休職	日
忌引休暇	日	その他休職		日	部分休業	回日時
産前産後	日	育児休業		日	介護休暇	日時
生理休暇	日	育児短時間勤務等		日		
結核休暇	日	自己啓発等休業		日		
内勤	日	特別	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	休暇	私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張		その他	日時	職専免	日時
研修	日	停職		日	派遣	日
年次休暇	日時	傷病休職		日	専従休職	日
忌引休暇	日	その他休職		日	部分休業	回日時
産前産後	日	育児休業		日	介護休暇	日時
生理休暇	日	育児短時間勤務等		日		
結核休暇	日	自己啓発等休業		日		
内勤	日	特別	公傷病	日	欠勤	回日時
出張	日額出張	休暇	私傷病	日	遅刻・早退	日時
	普通出張		その他	日時	職専免	日時
研修	日	停職		日	派遣	日
年次休暇	日時	傷病休職		日	専従休職	日
忌引休暇	日	その他休職		日	部分休業	回日時
産前産後	日	育児休業		日	介護休暇	日時
生理休暇	日	育児短時間勤務等		日		
結核休暇	日	自己啓発等休業		日		

に

改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県教育委員会訓令第7号

庁 中  
教育機関(県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び再任用短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員以外」を「再任用短時間勤務職員等以外」に改める。

第2条第5号中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下再任用短時間勤務職員)」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」)に改める。

第7条中「及び教育次長」を「、教育次長及び世界遺産推進監」に改める。

「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員」を「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」に改め

る。

第8条第1項中「職員を」を「職員(任期付短時間勤務職員を除く。)を」に改め、同項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第3項又は第18条第3項」に改める。

第15条第1項中「)若しくは」を「\)」に、「が職務」を「若しくは山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務」に、「第6条」を「第8条、自己啓発等休業条例第9条」に改める。

第28条中「交通事故の」を「道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故若しくは同法第8章の規定により罰金以上の刑が定められている罪に当たるものである場合又は当該所属職員が同法第103条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつた」に改める。

「第2節 再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員」を「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」に改める。

別記様式第4号の2中「第6条第3項」を「第6条第3項又は第18条第3項」に改める。

別記様式第5号の注書第4項第1号の表中

	非常勤	山形県教育委員会職員(身分)に任命する 任期は 年 月 日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる 号給を給する		を
--	-----	---	--	---

	非常勤	任期付短時間勤務職員以外の職員を任用する場合	山形県教育委員会職員(身分)に任命する 任期は 年 月 日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる 号給を給する		に改める。
		任期付短時間勤務職員を任用する場合	山形県教育委員会職員(身分)に任命する (地方公務員の育児休業に関する法律第18条第1項) 任期は 年 月 日までとする (職名)を命ずる 週 時間勤務とする (給料表名) 級に決定する 号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を 年 月 日まで更新する」と記載すること。	

別記様式第16号の注書第3項1号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び自己啓発等休業」に改め、同号二中「ト」を削り、同号中へを削り、トをへとし、同号に次のように加える。

ト 自己啓発等休業の日数

別記様式第30号中「山形県教育委員会教育長 氏 名 殿」を「山形県教育委員会教育長 殿」に、

交 通 事 故 報 告 書	を
---------------	---

交 通 事 故 ( 違 反 ) 報 告 書	に改める。
-----------------------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第8号

県立学校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程(平成2年3月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員及び」を「職員、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員」に改める。

第5条中「)及び」を「)(山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)及び第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び」に改める。

第8条第1項中「規定」を「規定(育児休業条例第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)及び第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

別記様式第3号中

内勤	日	結核	休暇	日	部分休業	日時
出張	日	特別 休暇	公傷病	日	欠勤	日時
研修	日		私傷病	日時	兼職等従事	日時
年次休暇	日時		その他	日時	職専免	日時
年休	日	休職	傷病	日	派遣	日
忌引	日		その他	日	介護休暇	日時
産前産後	日	停職		日		
生理	日	育児休業		日		
内勤	日	結核	休暇	日	部分休業	日時
出張	日	特別 休暇	公傷病	日	欠勤	日時
研修	日		私傷病	日時	兼職等従事	日時
年次休暇	日時		その他	日時	職専免	日時
年休	日	休職	傷病	日	派遣	日
忌引	日		その他	日	介護休暇	日時
産前産後	日	停職		日		
生理	日	育児休業		日		

を

内勤	日	結核休暇	日	育児短時間勤務等	日	
出張	日	特別 休暇	公傷病	日時	自己啓発等休業	日
研修	日		私傷病	日時	部分休業	日時
年次休暇	日時		その他	日時	欠勤	日時
年休残	日時	休職	傷病	日	兼職等従事	日時
忌引休暇	日		その他	日	職専免	日時
産前産後	日	停職	日	派遣	日	
生理休暇	日	育児休業	日	介護休暇	日時	
内勤	日	結核休暇	日	育児短時間勤務等	日	
出張	日	特別 休暇	公傷病	日時	自己啓発等休業	日
研修	日		私傷病	日時	部分休業	日時
年次休暇	日時		その他	日時	欠勤	日時
年休残	日時	休職	傷病	日	兼職等従事	日時
忌引休暇	日		その他	日	職専免	日時
産前産後	日	停職	日	派遣	日	
生理休暇	日	育児休業	日	介護休暇	日時	
内勤	日	結核休暇	日	育児短時間勤務等	日	
出張	日	特別 休暇	公傷病	日時	自己啓発等休業	日
研修	日		私傷病	日時	部分休業	日時
年次休暇	日時		その他	日時	欠勤	日時
年休残	日時	休職	傷病	日	兼職等従事	日時
忌引休暇	日		その他	日	職専免	日時
産前産後	日	停職	日	派遣	日	
生理休暇	日	育児休業	日	介護休暇	日時	

に、

年 合 計	内勤	日	年次休暇	日	産前産後	日	特別 休暇	公傷病	日	休傷病	日	育児休業	日	兼職等従事	日時	介護休暇	日時
	出張	日	年休残	日時	生理休暇	日		私傷病	日時	職その他	日	部分休業	日時	職専免	日時		
	研修	日	研修	日	結核休暇	日		その他	日時	停職	日	欠勤	日	派遣	日		

を

年 合 計	内勤	日	年次休暇	日時	産前産後	日	特別 休暇	公傷病	日時	休傷病	日	育児休業	日	部分休業	日時	職専免	日時
	出張	日	年休残	日時	生理休暇	日		私傷病	日時	職その他	日	育児短時間勤務等	日	欠勤	日時	派遣	日
	研修	日	忌引休暇	日	結核休暇	日		その他	日時	停職	日	自己啓発等休業	日	兼職等従事	日時	介護休暇	日時

に

改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

平成20年4月1日印刷  
平成20年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056